

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年2月28日(木) 本社会議室		
委員	波光 巖(大学教授) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西谷隆巨(大学名誉教授) 田中俊充(弁護士) 角田 茂(学校法人参事)		
審議対象期間	平成24年10月1日～平成24年12月31日		
抽出案件	総件数	5	件 (備考)
工事	一般競争	1	件
	公募型指名競争	0	件
	通常指名競争	1	件
	随意契約	0	件
建設コンサルタント	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0	件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0	件
	標準プロポーザル	0	件
	一般競争	1	件
	通常指名競争	1	件
	随意契約(競争性のある)	0	件
	随意契約(特命随意契約)	0	件
	補償契約	1	件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	<b>1. 一般競争入札(工事)</b>		
	<b>【北総東部用水本線水路継手復旧工事】</b>		
	・震災で液状化が発生し、可とう管のズレの許容範囲(200ミリ)を超えたとのことだが、わかりやすい説明をお願いしたい。	・管と管の間にゴムリングで接続した可とう管というものを設置することにより、管がずれても漏水しない構造になっている。(設計上その許容範囲が200ミリ)今回はそれを大きく超える300何ミリが実際にずれてしまった。結果的に漏水事故にはならなかったのですが、今後の事象に対応するために更に200ミリずれても大丈夫なよう工事を行いました。	
	・既設の管がずれたままになっていて、その中に新しい管を設置するとのことだが、また同じようなことが起きても大丈夫なのか。	・既に300何ミリずれていることから、同じようなことが起きた場合、ゴムリングのところのびきってちぎれてしまう可能性はありますが、新設した内側の管は漏水しないよう対処してあります。	

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

<b>2. 通常指名競争入札（工事）</b>	
<b>【防災資料館空調設備更新工事】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去する設備の耐用年数は13年ということですが、新設する設備の耐用年数はどのくらいですか。</li> <li>・指名業者選定の関係で、工事実績等が過去3年間の500万円未満の者は除外するというふうには書いてありますが、マニュアルか何かで一般的に決まっています、それに従うというやり方なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する機種も13年ということ考えてます。</li> <li>・これにつきましては、指名業者選定の考え方という事務連絡が出ておまして、その中の施工実績ということと技術的適正という欄で登録対象工事範囲だと500万円以上であることを十分考慮することになってますのでそれを引用し、10者以上とするために設定しております。</li> </ul>
<b>3. 一般競争入札（建設コンサルタント業務等）</b>	
<b>【池田ダム流出解析システム構築検討業務】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出解析のシステムそのものは今2社応募されてますが、2者とも同じようなものが出来上がるのですか。それとも会社ごとの特徴みたいなものあって別々になるのでしょうか。</li> <li>・技術点の評価の中で、取り組み姿勢というのがありますが、これは技術点というよりは主観的な側面が強いので客観的な判定ができるのか。また、満点が60点とあるが、最低点みたいなものはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このモデルの出発点は平成20年度から香川県の先生と共同開発でシステム開発してきました。ある程度の精度が確保できるということで実際中核となるプログラムについてはそれを使って実際システム移行するというので、A社であってもB社であっても結果はほぼ同じところに行き着く流れになっております</li> <li>・取り組み姿勢については、機構の質問に対して相手がどのような回答を行ったのかを判定の要素としております。最低点については、あくまでも相対評価で行きますので設けておりません。</li> </ul>

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

	<b>4 . 通常指名競争入札（建設コンサルタント業務等）</b>	
	<b>【矢木沢・奈良俣貯水池堆砂測量】</b>	
	<p>・先ほどの工事の時は、指名回数が2回に達したら除外すると説明されたが、業務の場合は3回となっており、工事と業務で差が出るということか。</p>	<p>・ 工事と業務によって差が出るわけではなく、発注する事務所でその年の発注件数等を勘案して設定することになっております。沼田総合管理所ではコンサルタント業務として発注する件数が今年度10件ほどですので、3回を限度と設定しております。</p>
	<p>・こういう堆砂測量というのは何年に1回とか決めはあるのか。</p>	<p>・堆砂測量につきましては、堆砂の状況に大きな変化がなければ2年に1回。実施するかしないかの判断材料としまして、管理開始から何年たっているとか直前の堆砂測量の結果とその前の堆砂測量の結果あるいはそれ以前のものを比較しまして、大きな堆砂量の増が見込まれる場合ですとか、あるいは当該年度に大きな出水があった場合は実施するということになります。今回は平成23年7月に大きな出水があったので、今年度を実施するという判断になっております。</p>
	<b>5 . 補償契約</b>	
<b>【電気工作物移転工事補償】</b>		
	<p>・なし</p>	<p>・なし</p>
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	<p>・なし</p>	<p>・なし</p>

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

財務部契約課長 相良 秀樹（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 益山 高幸（内線 4631）

用地管財部補償業務課長 杉浦 正人（内線 2331）